

令和 2 年 度

予 算 大 綱 説 明

～ 合併 15 周年－持続可能な地域経営と行財政運営へチャレンジする
令和 2 年度予算（案） ～

新 城 市 長

新城市議会 3 月定例会に、令和 2 年度の予算案並びに諸議案を上程、ご審議いただくに当たりまして、所信の一端と予算の大綱を申し上げます。議員各位、市民皆様の格別なご理解とご協力を仰ぐものでございます。

平成 17 年 10 月、3 市町村合併によって新市制へと踏み出した本市は、今年で合併 15 周年を迎えます。

合併後に策定した第 1 次総合計画は、その実施期間を終えて令和元年度から第 2 次総合計画へと移行し、人口減少と少子高齢化が進行している地域としての危機意識を持って策定された『人口ビジョン』『まち・ひと・しごと創生総合戦略』も第 1 期を終えて第 2 期へと移ります。

庁舎建設をはじめ総額 150 億円を超える合併特例債事業もほぼ集約期に入り、作手地区中心部の総合開発に続いて鳳来総合支所周辺総合開発計画が具体的に動こうとしています。

旧市町村でそれぞれ違いのあった身近な地域運営手法は、行政区や財産区の制度整理、そして全市域に導入した地域自治区制度によって、自治体運営の新たな一体的基盤を作り出してきました。

新市発足時はまだ形の見えなかった新東名高速道路は、すでに開通から 4 年を数え、交流人口圏拡大の効果を顕し、新城インター企業団地の分譲も早期完了の見通しとなっています。

このような形で、今われわれは一つの時代を卒業して、もう一つ別の段階へと上るべき時期を迎えています。

それは、これから迎える内外未曾有の変革期において、住民の安全・安心を守り、住民福祉の増進を図りながら、人口減少時代のなかで持続可能な自治体経営を進める道筋をつけていくことでもあります。

令和元年度からスタートした第 2 次総合計画は、「市民（ひと）がつなぐ 山の湊 創造都市」を掲げた第 1 次総合計画の達成の上に立って、「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を新たな目標として掲げ、「個性輝く多様なひと」「快適で潤いあるちいき」「活力にあふれたまち」を実現するための施策体系を定めています。

同計画では、実施期間にあたる今後10年ほどの間に起こる社会潮流をこう展望しています。1. 少子化社会、超高齢社会の到来、2. 人生100年時代への突入、3. 技術革新と多様な働き方の出現、4. 広域交流、世界交流の拡大、5. 価値観の変化とライフスタイルの多様化、6. 変わりゆく地域コミュニティへの対応、7. 安全安心意識の高まり、です。

そして、この社会変化のなかで持続可能な自治体経営を進めるための指針として次の4点を掲げました。第1に、将来に責任を持つ行財政運営、第2に、挑戦できる組織、第3に、公共私を支える人材づくり、第4に、情報技術でひと・ちいき・まちをつなげる、です。

令和2年度の予算編成にあたっては、特に将来に責任を持つ行財政運営確立の観点を重視し、基本的な公共サービスの必要量を確保した上で、各担当部署の責任において個別事業の精査と取捨選択を行い、同時に政策投資事業の総量をコントロールする手法を採用しました。

これまでの予算編成方式は、政策・臨時経費の判定をまず行い、それに必要な予算規模を確保した上で、義務的経費を除いた一般財源を各部に枠配当して要求をまとめ、調整するという方法をとってきました。

これは、合併直後の予算要求における歳入と歳出の大きな乖離の経験から、財政健全化に取り組む中で確立してきた手法でありました。その本意は、経常収支比率を改善させて財政規律を堅持しながら、同時に新東名時代に備えたさまざまな政策投資財源を生み出すことにありました。

全庁一丸となって取り組んだこのサイクルと、合併特例債や過疎債等を最大限有効活用した起債管理によって財政状況も大きく改善してまいりました。

新東名の開通プロセスと合併特例債の活用期間が重なっていた本市において、これは極めて有効な手法でありましたが、この段階は終期を迎えようとしています。

合併特例債の活用期間の終了と人口減少の影響がより顕著となってくるこれからの段階にあっては、税収減のなかでも経常的公共サービスを質・量ともに確保し、広い地域に散在する老朽化した公共施設の管理計画を最適化させ、人口減少期の都市構造に土地利用を適合させ、「Society5.0」ともいわれる大変革にあわせた人づくり、産業起こしに挑む必要があります。

要は、人口減少の負の影響を最小限に抑え、新産業社会の起爆力を最大限に取り込むことでもあります。

このため、令和2年度予算編成にあたっては、政策・臨時経費の判定と積み上げから始める従来手法を一新し、経常事業経費と政策投資経費の総量をあらかじめ確定し、そのなかで各部所管の責任において個別事業をあらためて精査してまとめ上げる手法へと転換し、経常事業の安定性、持続性を図りながら、新規事業、マニフェスト事業、総合計画主要事業の必要財源も確保する形をとることができました。

令和2年度は、第2次総合計画を拠りどころとして『第2次都市計画マスタープラン』『第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画』をはじめ新たな計画事業も立ち上がってまいります。公共施設の中長期的な管理計画も個別施設計画にまで踏み込んで、市民参画の議論のなかから集約していく方針です。

地域自治区予算、若者議会予算もそれぞれ創意工夫をこらした意欲的な建議に基づいて調整し、あらためて市民自治社会の進化発展を期するものであります。

さらには、奥三河メディカルバレープロジェクト、東三河ドローン・リバー構想推進プロジェクト、世界ラリー選手権事業など、新時代の芽生えを後押しする事業も組まれています。

新市建設15年の経験と教訓に立って、新たな自治体経営へのチャレンジに道筋をつけるべく令和2年度予算案を上程するものであります。

以上のような認識と志向で編成した令和2年度予算案の規模は、

一般会計	238億8,700万円
特別会計	64億15万3千円
企業会計	96億312万1千円
予算総計	398億9,027万4千円 となりました。

一般会計の歳入予算案については、地方財政計画や前年度決算見込みなどを参考にしつつ、直近の経済状況や企業収益の動向などを踏まえて計上しました。

市税は、全体で前年度比1.3%増の73億5,200万円を計上しました。

市税のうち個人市民税は、前年度比2.8%増の23億7,471万円、法人市民税は、令和元年10月の法人税割の税率引下げに伴い、前年度比5.7%減の4億8,219万7千円としました。また、固定資産税については、新增築家屋と新規設備投資の状況から、前年度比1.6%増の37億9,203万1千円としました。

地方譲与税は、地方財政計画、前年度決算見込みなどを参考にしつつ、森林整備の促進のため増額が予定されている森林環境譲与税を見込み、前年度比20.7%増の3億5,678万1千円を計上しました。

地方消費税交付金は、地方財政計画、前年度決算見込みなどを参考にしつつ、税率引上げの影響を見込み、前年度比27.3%増の11億3,300万円を計上しました。

地方交付税は、地方財政計画、前年度決算見込みなどを参考に基準財政収入額と基準財政需要額に用いられる数値の増減を見込み、前年度比0.4%減の55億6,300万円を計上しました。なお、普通交付税については、平成28年度から始まっている合併算定替による算定額の段階的縮減の影響や基準財政需要額に算入される公債費の増なども見込んで算定しました。

国庫支出金は、障害福祉サービスの介護給付費に係る障害福祉サービス推進事業費負担金の増、個人番号カード交付に係る個人番号カード交付事業費補助金の増などにより、前年度比3.3%増の19億8,810万2千円を計上しました。

県支出金は、林道の整備に係る道整備交付金事業補助金の増、携帯電話不感地域解消事業に係る三河山間地域情報格差対策費補助金の減などにより、前年度比5.5%増の14億5,102万5千円を計上しました。

繰入金は、東庁舎改修事業や鳳来総合支所等整備事業に係る庁舎等建設基金、公債費の財源として減債基金から2億円を繰り入れるほか、財源調整として財政調整基金から3億171万6千円を計上しました。なお、繰入金全体では、前年度比28.1%減の7億187万1千円の計上となりました。

市債は、し尿等下水道投入施設整備事業、東郷中学校屋内運動場改築事業などの財源として、合併特例債をはじめとした地方債の活用を予定しているほか、地方交付税の不足分を国と地方が折半して負担する臨時財政対策債を7億8,000万円計上しました。市債全体では、前年度比31.5%増の27億6,990万円を計上し、歳入における依存度は前年度比2.5ポイント増の11.6%となりました。なお、予算に計上した市債は、元利償還金の全部又は一部が地方交付税に算入されるものとなっています。また、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、前年度比2.5ポイント減のマイナス0.2%を見込んでいます。

各特別会計、各企業会計についても、市民生活の安定確保、生活環境の向上などを図るため、収入の確保に努めたところであります。

次に、歳出予算案ですが、令和2年度は、第2次総合計画に加え、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートする年度であります。

このため、第2次総合計画の基本構想に加え、しんしろ創生を推進する事業の着実な実施を図るとともに、市議会の常任委員会（総務消防委員会・厚生文教委員会・経済建設委員会）からの要望や各種団体からの要望についても可能な限り予算に反映したところであります。

第2次総合計画では、将来の都市像を「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」としており、その実現のため「ひと」・「ちいき」・「まち」の目指す姿を定め、分野別の政策目標と施策を設定していますので、施策体系別に令和2年度に予定している主な事業をご説明申し上げます。

「ひと」では、目指すべき姿を「個性輝く多様な「ひと」が活躍しています」と定め、人材の育成と確保、活躍促進に向けた取組として、子育ての安全安心を守ること、子どもたちの能力と個性を活かす力を育てること、市民の学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくること、立場や世代を越えて認め合い、支え合う人をつなげることを政策目標に掲げています。

子ども・子育ての分野では、国に先駆けて平成30年度から3歳児から5歳児の教育・保育に係る基本保育料を無償化してきたところではありますが、令和元年10月からは、国の制度による幼児教育・保育の無償化へ移行するとともに、市独自の施策として給食費についても無償化しています。また、『こどもの未来応援事業計画』の計画期間満了を令和3年度に控え、令和2年度には子ども・子育て世帯の生活実態を把握するためのアンケート調査を行います。

市子ども医療費助成事業では、現在、中学生までを対象に保険診療分の自己負担額を助成していますが、令和2年度から入院に係る医療費の自己負担額について、18歳までに拡充します。

教育面では、英語教育において、令和2年度から小学校高学年の教科化及び中学年の必須化、中学校ではグローバル社会に必要なコミュニケーション能力の向上に対応するため、引き続き市内全小中学校に外国語指導助手を派遣し、本物の英語に触れる機会を提供します。また、個別の支援が必要な児童生徒に対して、引き続きハートフルスタッフの配置を行うとともに、学校生活適応指導教室「あすなろ教室」の開設や臨床心理士による専門相談など、不登校の児童生徒に対する支援策の充実を図ります。そのほか、増加する外国人児童生徒への支援では、語学支援や保護者への通訳業務などを行うスタッフの配置を継続します。

小中学校の環境づくりでは、雨漏りや床の劣化などで老朽化が進んでいる東郷中学校屋内運動場の改築事業が継続事業の2年目となり完成を迎えるとともに、小中学校の老朽化した給食用リフトの改修及び屋内運動場の床改修を行います。また、老朽化した学校給食施設の更新のため共同調理場建設に向けた実施設計に着手します。

文化や自然の分野では、地域文化広場の老朽化したエレベーター及び自動ドア等の修繕を予定しています。また、愛知県が平成27年3月に策定した『東三河振興ビジョン』で位置づけられた「東三河ジオパーク構想」の推進を図るため、東三河の地質遺産をめぐるジオツアーを引き続き開催し、日本ジオパークとして認定を受けるための準備を進めていきます。そのほか、市文化事業では、新城音楽祭、新城薪能、新城歌舞伎など様々な分野の文化行事に加え、愛知県芸術劇場と連携し、市内小学3、4年生を対象とした舞台鑑賞教室を開催します。

地域自治区制度については、平成25年度に自治基本条例と地域自治区条例を施行し、これまで市民自治社会を支える制度の定着を図ってきましたが、令和2年度は、それぞれの地域自治区で策定した地域計画に基づいた事業が本格的に始まることとなりました。引き続き、地域づくり活動を支援する「地域活動交付金制度」及び地域として優先度の高い事業を市が直接実施する「地域自治区予算制度」を継続し、地域の自立に向けた取組を支援してまいります。

自治基本条例の運用では、市民まちづくり集会をはじめ、中学生議会、若者議会、女性議会を引き続き開催し、様々な世代や性別など多角的な視点から積極的に意見や政策提案を受けることにより、今後のまちづくりに活かしていく予定です。

社会福祉では、地域福祉の更なる充実を図るため、平成29年度に策定した障害者に対する施策の基本的内容を定める『障害者計画』の中間見直しを行うとともに、『第6期障害福祉計画』『第2期障害児福祉計画』の策定を行います。また、障害者の自立に向けた相談拠点である「基幹相談支援センター」や生活困窮者に対する自立支援の場である「くらし・しごとサポートセンター」を引き続き開設するほか、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が不十分な市民の権利や財産を守るため、「成年後見支援センター」の機能を拡充します。

老人福祉では、平成30年度から東三河広域連合が介護保険事業の保険者となっており、認知症総合支援事業など各種介護サービスの充実努めてまいります。また、高齢者福祉の方向性及び施策を定める『高齢者福祉計画』の計画期間満了に伴い、次の第8期計画を策定します。さらに、要介護者・要支援者の在宅医療や介護需要を支え、医療・介護・予防・生活支援などを担う関係機関が連携した「地域包括ケア」についても充実を図ってまいります。

福祉円卓会議運営事業では、福祉現場に携わる方々がやりがいを持って働くことができる地域社会の形成と福祉職の社会的評価の向上を目指し、平成30年度に創設した福祉円卓会議を引き続き開催します。

未病対策推進事業では、名古屋大学と共同でプレゼンティーズム（健康問題に関連した労働生産性損失）の主な原因として予測される慢性疼痛（首肩痛、腰痛等）について、市内のモデル地区の60歳から75歳の方を対象にスクリーニング調査・生活習慣に関する実態調査を行い、未病対策の実施体制構築のための基礎資料とします。

次に、「ちいき」では、目指すべき姿を「快適で潤いある「ちいき」に暮らしています」と定め、暮らしの場をつくる取組として、豊かさが実感できる居心地の良い暮らしをつくること、それぞれの地域が継承してきた地域資源を最大活用すること、健康維持や医療・介護・福祉の向上、防災体制の強化など人生100年の安全安心をつくることを政策目標に掲げています。

道路網の整備では、国の地方創生道整備推進交付金や社会資本整備総合交付金を活用し、市道入船線、市道萩平野川大田線などの舗装工事を行うほか、生活道路の改良・舗装、側溝整備、交通安全施設整備なども引き続き行います。さらに、老朽化した橋りょうやトンネルなどの安全性を確保するため、橋りょう長寿命化対策や道路ストック対策にも積極的に取り組んでいきます。そのほか、東名高速道路にスマートインターチェンジを設置することを目指し、引き続き豊橋市と協力しながら基礎調査などを進めます。

上下水道では、「安全な水を安定的に供給する」を目標に、老朽化した水道管や施設の計画的な改修・更新を進めるとともに、生活環境の保全のため、「快適な暮らしを未来につなげる下水道」を目標に、下水道整備や未接続者への周知を進めます。

市民の日常生活を支える公共交通網の整備では、平成28年度に策定した『地域公共交通網形成計画』に基づき、引き続きSバス11路線の運行を行います。令和元年10月からデマンド型の運行に切り替えた守義線とつくであしがる線については、地域の足として利便性の向上を図ることとしています。また、地域で運営するデマンド交通に必要な自家用有償運送の登録を支援するとともに、運営に対する補助制度を新たに創設します。民間バス3路線についても路線維持のための補助を継続し、児童生徒の通学手段や車を持たない高齢者の通院・買物などの移動手段を確保します。

文化財保護事業では、国指定重要文化財である「絹本著色三千仏名宝塔図」の保存修理、「東照宮」防災施設改修に要する経費を国、県と協調して補助するとともに、市指定史跡である「古宮城跡」において、案内及び説明看板を整備します。

共育活動の推進では、共育推進計画に基づき、学校・家庭・地域が力を合わせ、共に過ごし、共に学び、共に育つ「共育」活動の取組として、ものづくり講座をはじめとする共育講座の開催や共育活動を実施する社会教育団体や生涯学習活動を実施する行政区へ助成するとともに、成人としての責任と自覚を意識づける成人式を開催します。

地域医療では、第1次救急医療体制としての休日診療所、夜間診療所、在宅当番医制の維持に努めるとともに、訪問看護ステーションやしんしろ助産所についても医療機関との連携をさらに深めながら、利用の促進と運営の充実を図っていきます。また、新城市民病院については、市民にとってなくてはならない存在であることから、引き続き医師の招聘に全力を挙げ、地域の基幹病院としての役割を果たしてまいります。

防災対策では、南海トラフ地震や近年の台風、局地的大雨などによる災害に備えて、応急対策や避難所などで必要な物資を計画的に整備するとともに、災害時の被害情報や道路の通行止めなどの情報を地図上に登録し、リアルタイムで集約・共有することができるシステムを新たに構築します。また、災害時の情報伝達機能を担う防災行政無線の屋外拡声子局の一部を電波法の改正に対応するため、改修を行います。

消防体制の整備では、消防救急デジタル無線中継局の非常用発電設備の修繕を行うほか、黒田地内はじめ5か所の防火水槽の改修を行うとともに、上平井及び乗本地内の老朽化した防火水槽の解体を行います。また、消防団の設備整備では、東郷分団第6班、八名分団第3班及び東陽分団第5班の小型動力ポンプ付積載車の更新を行います。

交通安全対策では、高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許証自主返納支援事業を継続実施するとともに、アクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故を防止するため、65歳以上の市民を対象に、自動車に後付けする安全運転支援装置の購入及び設置費用の一部を補助する制度を新たに創設します。

次に、「まち」では、目指すべき姿を「活力にあふれた「まち」になっています」と定め、都市機能の整備と産業振興の強化などに向けた取組として、経済活動と市民生活を支える都市基盤を整えること、自然環境を守ることなどによるゆとりあるまちを形成すること、農林業を成長産業にすること、地域産業の振興で賑わいを創出すること、交流によるダイナミズムを成長に変えることを政策目標に掲げています。

市街地の整備では、新城駅南地区の暫定整備を継続し、駅前広場及び市道的場宮ノ西線の拡幅工事の完成を目指します。また、新城駅構内にエレベーターと屋根付きこ線橋を設置するため、JR東海との協定に基づき、令和元年度に引き続き工事負担金を計上しました。なお、この事業を円滑に推進するため、令和元年度に引き続き市内外から広く寄附を募ることとしています。そのほか、令和元年度に策定した『第2次都市計画マスタープラン』に位置付けられた土地利用計画に基づき、良好な市街地の形成を図るために、市街化区域の土地利用現況調査を実施し、用途地域の変更に着手するとともに、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため『第2期中心市街地活性化基本計画』の策定に着手します。

鳳来総合支所等整備事業では、鳳来地区の中心核として長篠地区の総合整備に向けて、老朽化した鳳来総合支所、開発センター及び旧総合庁舎の集約を図るため、令和元年度に引き続き基本設計と実施設計を行います。

高速バス運行事業では、平成28年7月から運行を開始した高速乗合バス「山の湊号」が令和2年3月31日をもって実証実験の終期を迎えることから、これまでの運行実績を基に本市にもたらした効果等の検証を行い、公共交通としての意義があること、需要がありながらもまだ十分に掘り起こせていないこと、インフラとしてのポテンシャルが高く経済効果等の面で開発の余地があることなどの結論に至ったため、国県補助が受けられる地域間幹線系統としての位置付けにも努めながら、引き続き3年間の事業継続をすることとしました。

廃棄物処理では、クリーンセンターの長寿命化計画に基づき、令和2年度から令和3年度の2か年の継続事業としてクレーンの更新を行うとともに、灰安定化装置の更新を行います。

農業では、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など、依然として厳しい状況が続いていますが、今後とも新規就農者の確保に努め、本市の農業の基幹となる施設園芸従事者の若返りを図り、産地を支える担い手農家の確保・育成を推進します。また、農業者や農業者団体が行う農業用機械の導入経費に対する支援、農業生産活動の支援を行う「中山間地域等直接支払事業」、農村環境の保全のための「多面的機能支払交付金事業」などを継続します。

林業では、平成31年4月に施行された森林経営管理法により明確となった森林所有者と市町村のそれぞれの責務に基づき、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮を目的とする森林経営管理制度の構築に着手します。また、平成22年度に策定した『森づくり基本計画』の計画期間満了に伴い、森林環境譲与税や森林経営管理法の創設など社会情勢の変化を反映した新たな計画を策定するとともに、令和元年度から稼働している木質バイオマスボイラー事業に係る薪生産体制の安定化に向けた必要資材の購入を行います。なお、これらの事業については、令和元年度から交付されている森林環境譲与税を活用します。

地域産業の振興では、人材不足が市内事業所においても喫緊の課題となっているため、ハローワークと連携しながら「高校生のための企業説明会」、「山の湊新城市求人面接会」などを開催し、新規雇用者の確保に努めます。

観光では、新東名高速道路からのアクセスの玄関口に位置する「もっくる新城」には、平成27年3月の開駅以来、毎年100万人を超える来場者があることから、今後も奥三河の観光ハブステーションとしての役割を果たすべく、官民一体となった魅力創出に取り組んでいきます。また、市観光協会や奥三河観光協議会などと連携した様々な観光イベントを企画するとともに、周辺地域の観光関係団体とさらに連携を深め、積極的な観光PRを展開していきます。

スポーツツーリズムの推進では、本市に潜在するスポーツ資源と観光の融合を図り、魅力と楽しさを体験する着地型観光プログラムの開発を行うことに加え、「2026アジア競技大会」を見据えた自転車ロードレースの開催やサイクリングマップを活用し、“じてんしゃのまち新城”を広くPRします。また、世界ラリー選手権日本ラウンドが令和2年11月にこの地方で開催されるのに合わせて、新城ラリーのノウハウを活かし、市内でラリーイベントを開催します。

公共商社推進事業では、まちの稼ぐ力を強化するとともに、地域のブランド力を高めることを目的に、マーケティング調査を基に新城市のブランディングが期待できる商品や付加価値を付けた新城産品を選定した上で、カタログギフトやホームページから販売できるシステムを構築し、全国に販路を拡大させることを目指します。

「「ひと」・「ちいき」・「まち」の姿、目標、施策を達成するための行政経営の方針」では、第1次総合計画で取り組んできた「経営資源である財政、組織、人材、情報」の各ビジョンに沿った目標として、将来に責任を持つ行財政運営を行うこと、市民ニーズに即応する挑戦できる組織づくりを行うこと、市民価値を高めることのできる人材の確保・育成などに取り組むこと、情報技術でひと・ちいき・まちをつなげることを掲げ、更なる経営資源の向上を図ることとしています。

財政運営では、中・長期的な財政見通しを念頭に置きながら、第2次総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく計画的な事業執行と予算配分に努めます。また、人口減少による税収減、地方交付税の段階的縮減、老朽化した公共施設等の維持管理に係る財政負担の増大などのリスク要因を自立的にコントロールし、健全で持続可能な行財政運営を行うため、『財政健全化推進プラン』に基づく取組を着実に実行に移していきます。

公共施設マネジメント推進事業では、令和元年度に開催した「公共施設の「これから」を考える市民ワークショップ」での意見を参考に、施設の統廃合、中長期的な維持管理費の縮減を目的とした『公共施設個別施設計画（仮称）』を策定します。

東庁舎改修事業では、東庁舎の長寿命化を図るため、令和元年度からの継続事業として令和2年6月末の完成に向けて全面改修工事を引き続き実施します。

議会ICT化推進事業では、議会資料の電子化・データベース化による効率的な議会審議及び議会・議員活動の見える化を目指し、全議員へタブレット端末を貸与するとともに、文書共有システムを導入します。

人材育成では、「市民価値を高めることのできる職員」を求められる職員像として定めており、市民の福祉向上と地域社会の発展のために最適なサービスとは何かを常に問い続け、改革・実行できる職員を目指しています。このような職員を育成するため、職種や職階に応じて様々な研修機会を提供してまいります。

ホームページの運用では、誰でも使いやすく、見やすいホームページを目指し、令和元年度に全面リニューアルしました。子育て世代、高齢者世代、訪問者の3つのターゲットユーザーの視点で情報を分類し、利用者が知りたい情報にスムーズにたどり着ける構成となり、今後も新鮮で的確な情報提供に努めてまいります。

以上、新年度予算を『合併15周年ー持続可能な地域経営と行財政運営へチャレンジする令和2年度予算』とし、各事業の推進に全力を傾注していく所存でございます。

ここにお見えの議員各位をはじめ、市民の皆様には、今後とも深いご理解とご支援を心からお願い申し上げまして、所信の一端と令和2年度予算大綱とさせていただきます。

ありがとうございました。